

平成26年4月松伏町議会臨時会提出議案概要

議案第24号

専決処分の承認を求めることについて（松伏町税条例等の一部を改正する条例）

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、緊急に松伏町税条例等を改正する必要性が生じ、平成26年3月31日に松伏町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例（附則第8条関係）

肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長する。

イ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置等（附則第10条の2関係）

(ア) 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に対して、次の特例率を適用したうえで、適用期限を2年間延長する。

a 水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設 3分の1

b 大気汚染防止法に規定する指定物質排出抑制施設 2分の1

c 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質排出抑制施設 2分の1

(イ) 浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が水防法に規定された浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用設備に対して、特例率3分の2を乗じる措置を5年度分実施

(ウ) 自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に対して、特例率4分の3を乗じる措置を3年度分実施

ウ 要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額に係る申告（附則第10条の3関係）

耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置に係る申告手続を定める。

エ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例（附則第17条の2関係）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長する。

オ その他地方税法の一部改正に伴う規定の整備

(2) 松伏町国民健康保険税条例の一部改正（第2条）

ア 国民健康保険税の減額（第19条関係）

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る所得判定基準を次のとおり改定する。

(ア) 5割減額

現行	改正後
総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

(イ) 2 割減額

現行	改正後
総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>35万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>45万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

イ その他地方税法の一部改正に伴う規定の整備

(3) 松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第3条）
地方税法の一部改正に伴う規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成26年4月1日

(2) 町民税に関する経過措置

2 (1) ア及びエは、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(3) 固定資産税に関する経過措置

ア 2 (1) イは、平成26年4月1日以後に取得される設備等に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

イ 2 (1) ウは、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(4) 国民健康保険税に関する経過措置

2 (2) アは、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第25号

松伏第二小学校大規模改修工事請負契約の締結について

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 松伏第二小学校大規模改修工事 |
| 2 施 工 箇 所 | 松伏町田中一丁目4番地6 |
| 3 履 行 期 限 | 平成26年11月28日 |
| 4 請 負 金 額 | 291,600,000円 |
| 5 請 負 業 者 | 埼玉県越谷市御殿町2番11号
高元建設株式会社
代表取締役 高橋 和彦 |